

◎配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律

(令和七年一二月一〇日法律第八四号)

一、提案理由 (令和七年十一月十九日・衆議院内閣委員会)

○黄川田国務大臣 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における配偶者からの暴力等の実情に鑑み、裁判所が発する命令により禁止される行為として、紛失時における発見のために用いられる識別情報を送信する機能を有する装置の位置情報を、当該装置を所持する被害者の承諾を得ないで取得する行為等を追加するものであります。

次に、本法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本法律案では、いわゆる紛失防止タグを位置特定用識別情報送信装置と定義した上で、当該装置を所持する相手方の承諾を得ないでその位置情報を取得する行為等を接近禁止命令等における禁止行為として加えることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律の施行日は公布の日から起算して二十日を経過した日としております。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告 (令和七年十一月二五日)

○山下貴司君 ただいま議題となりました両案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における配偶者からの暴力等の実情に鑑み、いわゆる紛失防止タグを位置特定用識別情報送信装置と定義した上で、当該装置を所持する相手方の承諾を得ないでその位置情報を取得する行為等を接近禁止命令等における禁止行為として加えるものであります。

両案は、去る十一月十八日本委員会に付託され、翌十九日あかま国家公安委員会委員長及び黄川田国務大臣からそれぞれ趣旨の説明を聴取しました。次いで、二十一日に質疑を行い、質疑終局後、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議 (令和七年十一月二一日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 DV事案において悪用される手口が多様化していることに鑑み、その実態について
不断の情報収集・分析を行い、必要な対策を講ずること。また、被害者等の位置情報
を把握する行為に着目した接近禁止命令等の在り方について検討し、その結果に基づ
き必要な措置を講ずること。
- 二 加害者に自らの暴力の責任を自覚させる「配偶者暴力加害者プログラム」について、
被害者支援にも繋がる重要なものであるという認識のもと、都道府県等に対する交付
金を活用した実施を更に推し進めるとともに、地方公共団体、民間団体の関係者等へ
の支援について、加害者へのプログラム参加義務付けを含めた検討を行うなど、全国
的な実施の実現に向けた取組を加速すること。
- 三 配偶者からのあらゆる暴力の予防と根絶に向け、配偶者からの暴力の原因を分析す
るとともに、関係機関との連携を一層強化し、加害者、被害者、傍観者にならないた
めの予防啓発・教育を始めとする効果的な施策を推進すること。
- 四 被害者の相談対応や安全確保のための支援、生活再建や心身の回復に向けた支援を
担う女性相談支援員の適正な配置など公的相談窓口体制を確保し、二十四時間相談体
制の整備を目指すこと。併せて、被害者支援において重要な役割を果たしている民間
支援団体への財政支援と連携を強化すること。

三、参議院内閣委員長報告（令和七年一二月三日）

○北村経夫君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における
審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法
律案は、命令により禁止される行為に紛失防止タグの位置情報を承諾を得ずに取得する
行為等を追加しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、位置情報を取得する行為を包
括的に規制する必要性、相談等支援の拡充、加害者に対する治療等の推進、川崎ストー
カー事案の教訓等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願
います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可
決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和七年一二月二日）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 DV事案の相談件数が増加傾向にあり、その内容も多様化・複雑化していることに
鑑み、その実態について不断の情報収集・分析を行い、必要な対策を講ずること。ま
た、被害者等の位置情報を把握する行為に着目した接近禁止命令等の在り方について

検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

二 加害者に自らの暴力の責任を自覚させる「配偶者暴力加害者プログラム」について、被害者支援にもつながる重要なものであるという認識のもと、都道府県等に対する交付金を活用した実施を更に推進するとともに、地方公共団体、民間団体の関係者等への支援について、加害者へのプログラム参加義務付けを含めた検討を行うなど、全国的な実施の実現に向けた取組を加速すること。

三 デートDVを含む配偶者等からのあらゆる暴力の予防と根絶に向け、配偶者等からの暴力の原因を分析するとともに、関係機関との連携を一層強化し、加害者、被害者、傍観者にならないための予防啓発・教育を始めとする効果的な施策を推進すること。

四 被害者の相談対応や安全確保のための支援、生活再建や心身の回復に向けた支援を担う女性相談支援員の適正な配置など公的相談窓口体制を確保し、二十四時間相談体制の整備を目指すこと。併せて、被害者支援において重要な役割を果たしている民間支援団体への財政支援と連携を強化すること。

五 女性相談支援員の多くが非常勤という実態があることを踏まえ、女性相談支援員の常勤化、処遇改善が図られるよう、必要な取組を行うこと。

右決議する。